

平成21年度 第6回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日時 平成21年8月3日(月)午後1時30分
場所 青梅市教育センター会議室

第6回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成21年8月3日（月） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 平成21年度一般会計補正予算（第1号）（第2号）について
- 2 平成21年度第3回市議会（定例会）報告について
- 3 青梅市組織条例の改正および改正に伴う青梅市教育委員会処務規則等の一部改正の概要について
- 4 第二小学校仮設校舎の概要について（施設課）
- 5 青梅市教育推進プラン平成21年度における取組事項について（教育指導担当）
- 6 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について（体育課）
- 7 美術品の寄贈について（美術館管理課）
- 8 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議事録（社会教育課）
 - イ 青梅市図書館運営協議会議事録（中央図書館管理課）
 - ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録（体育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 企画展『多摩川の漁撈展』の開催について（郷土博物館）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 旧宮崎家住宅の修理の完了について（郷土博物館）

協議事項（再掲）

- 1 削除
- 2 青梅市民会館条例施行規則等の一部改正について（社会教育課）
- 3 青梅市民会館等における使用料減免に関する基準について（社会教育課）
- 4 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について（体育課）
- 5 夏休み小学生体験講座補助金要綱の制定について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑中 茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳内 秀樹
	施設課長	渡辺 慶一郎
	指導室長	宇田 剛
	給食センター所長	朱通 智
	社会教育課長	藤野 唯基
	郷土博物館管理課長	社会教育部長(兼務)
	美術館管理課長	石田 治郎
	中央図書館管理課長	栗原 秀二
	体育課長	地引 静雄
	国体準備担当主幹	野寄 松夫
書記	総務課庶務係長	永沢 雅文
	総務課庶務係	松井 慎治

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の臨時会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 6 回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、3月26日の第21回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第21回定例会の会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

次に、平成21年度第1回定例会の会議録が机上に配付されております。内容をご確認いただきまして、次々回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

次に、報告事項に入りますが、その前に、総務課長から発言を求められておりますので、発言を許可します。

【総務課長】 それでは、本臨時会の提出案件の一部訂正につきまして、お願い方々ご説明をさせていただきます。

提出議案の3枚目にごございます協議事項1、青梅市スポーツ審議会条例等の一部を改正する条例につきましては、平成22年4月の組織改正に伴い、9月議会に議案上程をする予定となっているものです。この件につきましては、本日の教育委員会臨時会提出議案をご送付申し上げた後、市長部局と再度調整をした結果、後日改めてご協議いただくことが妥当であるとの結論に至りました。したがって、まことに恐縮ですが、本議案から削除していただきますようお願いいたします。

なお、この条例改正の趣旨等につきましては、本議案中の報告事項3、青梅市組織条例の改正および改正に伴う青梅市教育委員会処務規則等の一部改正の概要について、の中で触れさせていただこうと存じます。議案をご修正賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 ただいま総務課長から本日の日程について一部修正の申し出がありました。

おはかりいたします。総務課長の申し出のとおり本日の日程を修正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なし、とのことでありますので、日程4の協議事項中協議事項1を削除し、関

連する内容の報告案件を報告事項3の中で行うことに決定いたしました。

日程第3 報告事項

(1)委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、いかがでしょうか、何か委員の方で報告することがございますか。特にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 以上で、委員長報告は終了いたします。

(2)教育長報告

1 平成21年度一般会計補正予算(第1号)、(第2号)について

【委員長】 それでは、教育長報告にまいります。報告事項1、平成21年度一般会計補正予算(第1号)(第2号)についての説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、お手元の報告資料にもとづきまして、平成21年度、いわゆる6月議会に計上いたしまして、可決され、お認めいただきました平成21年度一般会計補正予算(第1号)および(第2号)につきましてご報告申し上げます。

まず1枚目の表および裏面につきましては、補正予算(第1号)で第二小学校校舎改築事業に係る経費の補正でございまして、補正前の額66億2,540万2,000円に1,839万6,000円を追加し、66億4,379万8,000円に増額したものでございます。

経費の内容でございますが、第二小学校校舎改築を予定しておるところでございますが、これに伴いまして、現在、学校敷地東側の受変電設備から北校舎付近を通過して、屋内運動場およびプールへ電源を供給しておるところでございます。平成22年度にこの北校舎を解体する予定でございますことから、新たに電源配線を解体工事等に影響のない校庭の南側に配置するという工事の経費となるわけでございます。

次に、裏面をご覧いただきたいと存じます。同じく補正予算(第1号)でございまして、平成22年4月から平成25年5月末までの改築工事期間中、校舎のいわゆる代替施設となるプレハブ仮設校舎、この設置、これは賃貸借で補おうとするものでございますが、それに関する債務負担行為を追加いたしましたものでございます。

この内容は、平成21年度中にこのプレハブ校舎を設置いたしまして、平成22年4月から平成25年5月までの38カ月間、使用するプレハブ仮設校舎の賃貸借料、合計で2億4,486万3,000円、これに関する経費を平成22年度以降、いわゆる経費支出の権限をお認めいただいたというものでございます。これによりまして、契約行為、そしてこの限度額によりまして、その範囲内において年々予算をとることが認められたと、こういうことでございます。

次に、2枚目をご覧いただきたいと存じます。これにつきましては、補正予算(第2号)でござい

まして、この内容は、国の緊急事業でございます地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象事業に関するものでございます。補正前の額66億4,379万8,000円、先ほどの1号の現在額に1億7,392万6,000円を追加し、68億1,772万4,000円に増額したものでございます。

経費の内容でございますが、先ほどの経済危機対策臨時交付金対象事業といたしまして、小・中学校26校に各校2台のデジタルテレビおよびHDDのレコーダーを配置するための備品購入費、これが小・中合計しまして2,492万1,000円、同じく小学校16校および中学校10校プラス東中学校で11校に、各校100万円のいわゆる理科教育の実験機器・器具等を配置する教材購入費、これが合計で2,700万円でございます。それから、市内中規模校以上の小学校7校に、1クラス分40台、合計280台の教育用パソコンを配置するための備品購入費、および基本ソフト等を含んだ小学校全教員用コンピュータ245台を配置するための備品購入費、これら合計が1億1,606万7,000円の追加となっております。また、社会教育部門では、永山公園総合運動場整備工事費として、高圧引き込みケーブルが老朽化しておりますので、この改修工事費593万8,000円を追加しております。これら工事費ならびに備品購入費の総額が、補正額になります1億7,392万6,000円となるわけでございます。

この総額のうち、学校情報通信機器技術環境整備事業補助金を初めとする教育関係の諸補助金によりまして、8,399万3,000円が賄われます。残りの8,993万3,000円に地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当すると、こういうことになります。したがって、その結果、市の一般財源の持ち出しはゼロというような形になるわけでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

この第2号の補正予算の国からの補助金は、国の景気対策のために相当するものですか。

【学校教育部長】 そのとおりでございます。

【委員】 デジタルテレビとか、そういう品目が定まっているものはいいんですけれども、この100万円をあげますよといわれて、すぐパッと何が欲しいとか、必要だとか、出てくるのでしょうか。これを後回しというか、期間が延ばせるとか、そういうことはないんですか。

【学校教育部長】 これは、これから理科の学習指導要領とかそういうことで、新しい実験機器とか、観察機器であるとか、また電子化とか、そういうものが必要になってくるわけでございます。そこに先んじて購入していくと。それから、この制度は繰越明許がきくということになっておりますので、仮に年度内に完了しなくても、翌年へ繰り越せるような政府の措置がございます。ですから、時期的にはかなり狭まった時期ではございますが、その辺は割合心配しなくても大丈夫と、こういうふうになっております。

【委員長】 学校の中で十分、この使い道を研究する必要がありますね。これは学校から出てきたものをそのまま、教育委員会としては認めると。これはおかしいじゃないかということはあまりいわないと、こういう姿勢でよろしいですか。

【指導室長】 この100万円というのは国の方の上限であり、各学校に通知いたしました。そういったところで、各学校の方で十分に考え、今その予算を100万円に近いところ、また80数万円というところがあります。先ほど部長が申しあげましたように、新しい学習指導要領に合致しないようなもの、またせっかくの予算に対して果たしてこの備品要求が正しいものなのかという場合に関しては、学校の方には再度返しますが、ただ各校から上がってきたのを見ると、大変新しい学習指導要領に適用するもの、また現在ちょっと足りないもの、理科の備品というのは実験器具等、幾らあってもいいものもありますので、そういったところで適正に請求がきているというふうに考えております。

【委員長】 わかりました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】 ちょっと聞き落としてしまいましたけれども、教育用パソコン40台が補給される7校、小規模校、中規模校のどちらかということ、それからこれが補給されることによって、小学校のコンピュータの教育用パソコンの状況がどういうふうになるのか教えてください。

【指導室長】 まず、この7校なんですけれども、中規模校以上というふうに考えました。教育委員会事務局の方として、中規模というのを児童数550名以上7校で、第一小学校、第二小学校、第三小学校、第五小学校、河辺小学校、新町小学校、若草小学校の7校でございます。

現在でも40台あります。それプラス40台となりますと、少なくとも2クラスが同じ時間に使えるということです。もし20何名というクラスがあった場合には、場合によっては3クラスが同時に同じ時間にできることとなります。今までは1時間で1つのクラスが独占したら、もうほかは使えないということだったんですけれども。

現在、コンピュータの数が小学校では11.6人に1台という計算でしたが、今回この280台を導入することによって、8.2人に1台ということで、数値が下がります。

【委員長】 ほかによろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 平成21年度第3回市議会(定例会)報告について

【委員長】 続いて報告事項2、平成21年度第3回市議会(定例会)報告について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 お手元の資料にもとづきまして、平成21年第3回市議会、いわゆる6月定例会の報告をさせていただきます。

まず1ページをご覧いただきたいと存じます。平成21年第3回市議会(定例会)いわゆる6月議会の会期は、6月16日から6月29日までの14日間で、本会議は6月16日、17日、18日、29日の4日間開催されました。

議案審議につきましては、市長提出議案が16件、陳情が6件で、可決・採択等の区分につきましては、括弧内にお示ししたとおりでございます。

次に、選挙およびその結果ですが、市議会議長、市議会副議長および一部事務組合議会議員等

の選挙が行われまして、結果につきましてはそこに記したとおりでございます。

次に、4のその他でございますが、議会運営委員および常任委員の選任、議会改革推進特別委員および庁舎建設特別委員の補充選任が行われまして、結果は括弧内に記したとおりでございます。

2ページをご覧ください。最終日の6月29日には、こぶな将人議員の議員辞職の申し出がなされ、そして許可されたところでございます。

次に、一般質問でございますが、学校教育部では6人の議員からのご質問があり、総務課関係につきましては2人の議員からご質問がございました。

まず斉藤議員からは、就学援助の拡充について3回、6項目にわたるご質問がございまして、記載のとおり教育長からお答えしたところでございます。

3ページの中ほどから6ページの中ほどまでをご覧くださいますと、ひだ議員からのご質問が記載してございます。これは、市内小・中学校の保健データ、健康診断およびけが対策について4回、12項目にわたるご質問があり、記載のとおり教育長からお答えしたところでございます。

次に、施設課関係につきましては、小山議員から、体育施設の活用、充実についての一般質問があり、学校教育に関連いたしましては、小・中学校屋内運動場の床等の改修計画等についてのご質問がございまして、記載のとおり教育長からお答えいたしました。

7ページをご覧くださいたいと存じます。指導室関係につきましては、3人の議員からご質問がありました。まず島田俊雄議員からは、青梅市における小・中一貫教育の問題点と効果についてのご質問があり、記載のとおり教育長からお答えしたところでございます。

次に、こぶな議員からは、いじめ条例制定を含んだいじめのない学校への対策についてご質問がございまして、記載のとおりお答えしたところでございます。

8ページをご覧くださいたいと存じます。榎澤議員からは、自立心、自己責任感、家族愛、郷土愛などの教育を踏まえた中に、学校教育における道德教育の実態と家庭や地域社会との連携についてのご質問がございました。お答えはそこに記したとおりでございます。

12ページから15ページ上段までをご覧くださいたいと存じます。まず12ページから。6月19日には総務文教委員会が開催されました。そして、委員会付託案件となりました議案第48号青梅市立第一中学校校舎耐震補強工事にかかる契約の締結について、議案第49号青梅市立第二中学校校舎耐震補強工事にかかる契約の締結について、議案第50号青梅市立第三中学校特別教室棟校舎および屋内運動場耐震補強工事にかかる契約の締結について、の3件が審議されました。

その中では、この契約の落札率、工事日程、耐震強度の改善、工事中の授業への影響等を中心に、4人の議員からご質問がございまして、それぞれお答えし、お認めをいただいたところでございます。

また当日、総務文教委員会が開会される前に、7月2日開催の教育委員会でもご報告申し上げました市立中学校生徒の暴力等逮捕事件および市立中学校生徒の自殺報道について、口頭でご報

告をさせていただいたところでございます。

17ページをご覧いただきたいと存じます。6月24日に開催されました市議会全員協議会でございますが、ここではただいまご報告いたしました総務文教委員会での報告と同様に、市立中学校生徒の暴力等逮捕事件および市立中学校生徒の自殺報道についてご報告をさせていただいたところでございます。

6月29日議会最終日には、本会議が開催され、すでに申し上げた委員会議案審査報告等が行われまして、6月議会が閉会となったところでございます。

次に、15ページにございます6月23日に開催された補正予算審査特別委員会の報告につきましては、施設課長および指導室長から順次報告させていただきまして、その後、社会教育部の報告に移らせていただきたいと存じます。

以上でございます。

【施設課長】 それでは、6月23日に行われました補正予算特別委員会につきましてご報告いたします。

15ページでございます。施設課に対しましては、藤野委員からのご質問であります。まず1つ目の第二小学校校舎改築事業経費の中に、電気設備切り回し工事とあるが、どのような工事かとの質問に対しましては、工事の内容につきまして、お示しのとおりにお答えいたしました。また、2つ目の質問であります仮設校舎の設置費用が2億4,486万3,000円と計上されているが、この内訳はどうなっているのかとの質問に対しましては、経費の内訳につきまして、お示しのとおりにお答えいたしました。

以上でございます。

【指導室長】 先ほど学校教育部長から説明がありました補正予算の中のコンピュータと理科教育等教材購入費について、コンピュータについて3人の議員から、理科教育等教材購入費についてお1人の議員からご質問いただきました。記載のとおりにお答えしたところでございます。

以上です。

【社会教育部長】 続きまして、社会教育部関係の一般質問の内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、9ページにお戻りいただきたいと存じます。社会教育部関係につきましては、お2人の議員から質問がございました。まず社会教育課関係といたしまして、野島議員からは、ひきこもり支援施策について、青少年問題の観点から2回、5項目にわたる質問がございまして、記載のとおり市長から答弁をいたしました。

次に10ページでございます。体育課関係といたしまして、小山議員から、体育施設の活用、充実について、14項目にわたりご質問がありまして、記載のとおり教育長から答弁をさせていただいたところでございます。

補正予算の報告につきましては、体育課長から報告させていただきます。

【体育課長】 16ページをご覧いただきたいと思っております。体育課の方では、島田俊雄議員から永山公園総合運動場整備工事の高圧引込ケーブル改修工事の内容についてのご質問がありまし

て、記載のとおり答弁させていただきました。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

きのう、就学援助が大変増えているということで、各自治体が大変苦慮しているというニュースを、NHKだったと思いますが、していましたけれども、青梅市の現状ではやはり申請が増額しているという傾向はあるんでしょうか。

【総務課長】 就学援助の受付件数でございますが、前年度の当初申請時と今年度の当初申請時を比較しますと、ほとんど横ばいということで、青梅市におきましては影響は少ないというふうなご答弁をさせていただいたところでございます。

【委員長】 ほかにいかがでしょうか。大変盛りだくさんで、ご苦勞をかけたのではないかとと思いますが、適切な答弁をしていただきましてありがとうございます。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 青梅市組織条例の改正および改正に伴う青梅市教育委員会処務規則等の一部改正の概要について

【委員長】 続きまして報告事項3、青梅市組織条例の改正および改正に伴う青梅市教育委員会処務規則等の一部改正の概要について、説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 本日お配りいたしました資料にもとづきまして、ご説明をさせていただきます。

平成22年度の組織改正につきましては、平成22年度に市長部局および教育委員会事務局等が新庁舎に移転することを踏まえた上で、組織、機構の見直しを検討してまいったところでございます。これに伴い予想される教育委員会の事務機構変更の内容につきましては、平成21年3月26日に開催されました第21回教育委員会定例会におきまして、その概要を委員の先生方にもご説明し、ご協議、ご承認いただいたところでございます。

市長部局では、この教育委員会を含んだ青梅市全体の組織改正内容につきまして、検討・調整を進めまして、組織条例等関係条例の一部改正案を9月議会に上程する予定で事務を進めておるところでございます。

本日は、組織条例等関係条例の一部改正案が、来る8月6日開催の市長部局経営会議に付議されるにあたりまして、事前にお手元の資料「平成22年度組織改正（案）新旧機構比較表」および「青梅市教育委員会処務規則一部改正（案）新旧対照表」等にもとづきまして、その概要についてご報告をさせていただこうと存じます。

初めに、平成22年度組織改正（案）新旧機構比較表、縦長のものがございますが、これの1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、1の企画部でございますが、行政組織に関する事務を企画調整課が担当しておったところですが、これを行政管理課に移管した上で、現在の市民生活課から男女平等参画に関する事務

を移管いたしまして、いわゆる企画の担当主査のポストを1つ増設するという予定でございます。

次に、2の総務部でございますが、まず条例等の審査、制定・改廃、行政不服申立て等という法務関係の事務の増加に伴いまして、法制担当主査のポストを係にしようとするものでございます。

次に、これが大きな改正でございますが、総務部から防災安全課の事務を切り離しまして、地域消防および防災危機管理を担当する防災課、そして市民生活安全・市民相談・市民の消費者問題等を担当する生活安全課、この2課を要する防災安全部を新たに設置することといたしまして、市民の防災および生活安全対策の充実をきめ細やかに図っていこうと、こういうことを予定しております。

次に、3の財務部でございますが、現在、市民部保険年金課の担任意務でございます国民健康保険税の徴収、還付、滞納、欠損処理、これを現在の納税課に移管いたしまして、収納課と改めることにより、税の収納事務集中管理体制の充実を図っていこうとするものでございます。

2ページをご覧ください。4の市民部につきましては、災害時要援護者支援事務を担当させるために置いておりました市民活動推進課の調整担当主査の事務を防災課に移管し、調整担当主査のポストを廃止しようとするものでございます。

次に、市民生活課につきましては、市民相談事務を生活安全課へ、勤労福祉等に関する事務を商工観光課へ、消費者保護等事務を生活安全課へ、そして男女平等参画に関する事務を企画調整課へそれぞれ移管いたしまして、この課を廃止しようとするものでございます。

続いて、市民課につきましては、庶務系の事務を住民記録係に移管することによりまして、この係を統合・廃止しようというものでございます。

保険年金課につきましては、先ほど申し上げました保険税の徴収等事務を財務部収納課に移管し、保険給付係の給付の方、そして保険税一般のことを国民健康保険係に統合するとともに、新たに課の庶務を担当する庶務係を設置しようとするものでございます。

次に、現在、社会教育部に属しております体育課および国体準備担当につきましては、以前ご説明いたしましたように、市民部へ移管し、旧体育係をスポーツ振興係とするとともに、国体準備担当の主査のポストを新設するなどして、市民体育行政の充実を図っていくと、こういうふうにするものでございます。

次に、5の環境経済部につきましては、現在、リサイクルセンターといういわゆる課扱いの部署があるわけでございますが、これを係にいたしまして、ごみ対策課の中に吸収させようとするものでございます。

続いて、商工観光課では、梅の公園等管理事務を都市整備部公園緑地課へ移管した上で、勤労者福祉等に関する事務を市民生活課からこちらへ移管し、商工係を商工農政係というお客様がわかりやすい形にしていくということでございます。

また、青梅市観光協会が法人化を予定しておりますけれども、これに伴いまして、観光行政の連携・促進を図るために職員を派遣するということを予定してございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。6の健康福祉部につきましては、子育て支援部門を健康福祉部から切り離しまして、下の欄にございますように、子育て推進課および子ども家庭支援課の2課を擁する子ども家庭部を新たに設置いたしまして、かなり今まで重くなっておりました部を、それぞれ機能分担を図っていこうというものでございます。

4ページをご覧ください。都市整備部につきましては、環境経済部商工観光課から梅の公園等管理事務を、同じく農林課からは花木園の管理を、それぞれ公園緑地課へ移管しようとするものであります。

9の事業部につきましては、経営改善担当主幹のポストを主査職に改めまして、管理課で一元化してやっていこうと、こういうものでございます。

10の上下水道部でございますが、東京都への水道業務の移行に伴いまして、給水部門の係、主査を廃止しようとするものでございます。

5ページをご覧ください。教育委員会事務局でございます。まず社会教育部につきまして、体育課および国体準備担当を市民部に移管するとともに、郷土博物館管理課および美術館管理課を文化課に統合いたしまして、庶務係、郷土博物館管理係、美術館管理係の1課3係体制にしようとするものでございます。このほか、社会教育課の青少年健全育成事務を子ども家庭部へ移管し、生涯学習推進係1系の体制にするとともに、中央図書館管理課を3係から2系の体制にしようとするものでございます。

学校教育部につきましては、指導室教育振興担当は主査の体制でございますが、係とするものでございます。

以上、各課の体制の整備をし、さらに学校教育部および社会教育部を統合いたしまして教育部とし、2部8課1センター2主幹体制から1部6課1センター1主幹体制にしようとするものでございます。

次に、青梅市教育委員会処務規則一部改正（案）新旧対照表、横長のものがございますが、その後でございますのでご覧いただきたいと思っております。

1ページをご覧いただきたいと思っております。ここには教育委員会事務局の部課等の体制、指揮命令系統、事務分掌につきまして、別に規則で定めております給食センターを除きまして、この規則により定められておるところでございます。今回は、部課等の体制および事務分掌にかかる改正部分についてのみをお示しし、ご説明させていただきます。

1ページの別表第1につきましては、ただいまご説明したとおり、部課の体制が新旧で記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、事務分掌、いわゆるそれぞれの係が持つ仕事の内容でございますけれども、ゴシック体で下線のある改正部分についてご説明申し上げます。

まず、学校教育部の名称が教育部に変更になります。そして次に2ページをご覧ください。総務課学務係の奨学金に関することというのが、育英資金と総称できることから、育英資金に関することと整理いたしまして、これを削ることいたします。

次に、3ページをご覧ください。中ほどの指導室の教育振興係につきましては、先ほど申し上げたとおりの改正でございます。

次に、3ページから4ページにかけてご覧いただきたいと思います。社会教育課の事務分掌でございます。市全体の部局で実施する生涯学習事業の総合的な計画、指導、業務の側面を強調した事務分掌の内容に表記を改めるとともに、文化芸能に関することを教育部内の文化課へ、そして青少年の健全育成に関することおよび青少年問題協議会に関することを子ども家庭部子ども家庭支援課にそれぞれ移管し、さらに体育課の業務であった市立学校体育施設の開放に関することを担当することとして、この課を1課1系の体制にするものでございます。

次に、4ページから5ページにかけてご覧ください。新設の文化課につきましては、郷土博物館管理課、美術館管理課および市民会館管理業務を統合いたしまして、1課3系の体制にしようとするものでございます。ここに書いてあるとおりの業務でございます。

5ページから6ページでございます中央図書館管理課につきましては、分館系の業務を業務係に移管いたしまして、3係から2系の体制にするものでございます。

6ページの体育課につきましては、先ほど申し上げたとおり、この事務分掌から削られることになるわけでございます。

以上でございますけれども、今後、組織条例等の一部改正が確定するのと並行して、教育委員会事務局が所管する、この規則も含めた諸規則の改正案を付議させていただく予定がございます。その節にはよろしくお願ひしたいと存じます。

最後になりますが、本案件は現在、内容について未だ流動的な部分がございます。当分の間、ご内聞に願ひますとともに、配付資料につきましては、まことに恐縮ではございますが、後ほど一たん回収させていただきたいと存じます。よろしくご理解のほどをお願いいたします。

それでは次に、先ほど申し上げました青梅市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例の改正内容について、社会教育部長からご説明方々ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【社会教育部長】 ただいま学校教育部長からご報告申し上げましたが、平成22年4月の組織改正に伴い、体育課および国体準備担当を市長部局に移管し、学校教育における体育に係る事務を除いたスポーツに関する事務の管理・執行に関する権限を、市長権限とする予定となっております。この権限の移行につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律第24条の2の規定に定められており、同条第1項におきまして、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が学校における体育に係ることを除いたスポーツに関する事務を管理し、および執行することとすることができる」ということでございます。さらに、同条第2項におきましては、「地方公共団体の議会は、前項の条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならない」としております。市長部局ではこの規定にもとづき、まず「青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を新たに定め、この新しい条例の制定付則の中で、これに関連する青梅市スポーツ振興審議会条例、

青梅市総合体育館条例および青梅市体育施設条例の一部改正を行う形で、9月議会に議案上程する予定となっております。

それでは、お手元にご配付いたしました青梅市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例要綱にもとづき、ご報告させていただきます。

初めに、1. 制定の理由および2. 制定の内容であります。市民スポーツの充実を図るため、地方教育行政の組織および運営に関する法律第24条の2第1項の規定にもとづき、この特例条例により学校教育における体育に関する事務を除いたスポーツに関する事務の管理・執行に関する権限を市長権限とするものであります。

次に、3. 施行期日等についてであります。施行期日は平成22年4月1日といたします。

続いて、(2)から(4)までの現在体育課が所管する各条例につきましては、市長部局へ権限を移行するため、所要の改正を行おうとするものであります。

(5)につきましては、(2)から(4)までの各条例の改正前、改正後の経過措置に関する規定をおこうとするものであります。

なお、この内容につきましては、近日中に市長部局から教育委員会に対して、当該権限の移行に対する意見を求める書面が送付される予定となっており、書面が到達し次第、改めて臨時会を開催し、教育委員会としての意見をご協議、ご決定いただこうと予定しております。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

要するに、地方教育行政の組織および運営に関する法律の24条の2に、体育で学校教育以外のものを市長部局に移すことができるという職務権限の特例条項があるので、それにもとづいてそちらの方に社会体育の方を移したいと。したがって、青梅市の条例をそのように変えると。この話は急に出たわけではなくて、今まで我々いろいろ議論してきた経過があります。ただ、それが決まったら、我々に意見を聞かなくてはならないということがありますので、意見を聞くというわけですね。

【学校教育部長】 この法律の決まりによりますと、実は意見を聞きますのは、議会でございます。ただ、市長部局といたしましても、この条例を出すに当たりますと、法律により市長として教育委員会さん方の事前のご意見を聞かなくてはならないことになっております。そして、それを議会に上程いたしますと、今度は総務文教委員会に仮に付託された場合には、市長部局で、教育委員会の意見としてこういうものがあるとお答えするか、または場合によってはいわゆる教育委員会の委員さん、まあ委員長さんになるかもしれないんですが、そういうところでご意見を聴取される可能性もあるというのが、この条文でございます。

【委員長】 内容は了解しているが、手続上でそういうことがあるということをご了解願えればよろしいのではないかと思います。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

4 第二小学校仮設校舎の概要について

【委員長】 続きまして報告事項4、第二小学校仮設校舎の概要について説明をお願いいたします。

【施設課長】 続きまして、報告資料4につきましてご説明させていただきます。

第二小学校の仮設校舎の概要についてでございます。建物の概要といたしましては、プレハブ造り2階建て建物となりまして、普通教室棟、特別支援学級棟、既存建物と仮設校舎を結ぶ渡り廊下、特別支援学級と仮設校舎を結ぶ渡り廊下を設置いたします。

面積といたしましては、2,475.67平方メートルでございます、大きさとしてしましては、市役所の西分室庁舎の約2倍程度になるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、仮設校舎図面1をご覧ください。第二小学校の概観図でございますが、A棟とございますところが普通教室棟であります。B棟とございますところが特別支援学級棟となっております。また、渡り廊下につきましては、お示しのとおりでございます。

また1枚おめくりいただきまして、仮設校舎図面2をご覧ください。この図面は、仮設校舎A棟にございます普通教室棟の1階平面図でございます。施設の内容は、普通教室が4部屋、校長室、職員室、事務室、給食配ぜん室、エレベーター、トイレ等を配置するものであります。なお、この教室につきましては、1学年児童が使用する予定となっております。

また1枚おめくりいただきまして、仮設校舎図面3をご覧ください。この図面は、普通教室棟の2階平面図でございます。内容としてしましては、普通教室が8部屋、放送室、給食配ぜん室、エレベーター、トイレ、学習室等を配置するものであります。なお、この学習室につきましては、低学年用図書室も兼ねて使用する計画となっております。なお、この2階の教室につきましては、2年生、3年生児童が使用する予定となっております。

最後に1枚おめくりいただきまして、仮設校舎図面4をご覧ください。この図面につきましては、仮設校舎B棟にございます特別支援学級棟の平面図でございます。内容としてしましては、特別支援教室が1部屋となりまして、そのほかに職員室、トイレ、プレイルームを配置するものであります。このプレイルームにつきましては、2教室分を利用してありますことから、可動間仕切り壁を設置いたしまして、教室等の利用も可能となるものでございます。

仮設校舎の概要につきましては以上のとおりでございます。

なお、仮設校舎を使用する児童につきましては、1年生、2年生、3年生となりますが、新校舎の完成状況によりまして順次新校舎を利用することになりますので、1つの学年が仮設校舎を利用する期間最大といたしましては、2年間となるものでございます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどの補正予算の2億4,000万円というのが、これですね。

【施設課長】 そのとおりでございます。

【委員長】 空調はきくんですかね。

【施設課長】 空調設備でございますが、プレハブ校舎でございますことから、大変に暑いので、冷房を完備した教室となっております。冷暖房でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

5 青梅市教育推進プラン平成21年度における取組事項について

【委員長】 続きまして報告事項5、青梅市教育推進プラン平成21年度における取組事項について説明願います。

【指導室長】 報告資料5をご覧ください。A3横のちょっと細かい字でございます。

青梅市教育推進プランにつきましては、18年度中に確定いたしまして、19年度より実施し、今年度で3年目になります。数年かかる項目と、またある程度、19年度のところから実施できているものがございました。現在のところ、真ん中に20年度の実施状況、そして21年度を取組状況というのがございます。各課の努力により、20年度と21年度を比べてみると、すでに20年度である程度できており、21年度はその継続・充実といった項目が多くなっておりますが、何点かについて、今年度新しく拡充または新規のようなものがありますので、その点だけをご説明させていただきたいと思っております。

まず1枚目でございます。(3)コミュニケーション能力を育成する - 提言2 .英語教育の改善・充実というところの一番右側の21年度を取組事業でございますけれども、今年度、第五小学校等が文部科学省の指定を受けまして、外国語活動の研究指定校になりました。そしてまた、そのほかの2校につきましても、市といたしまして外国語活動のモデル校を指定いたしました。そういったところでございます。

その下、(5)情報活用能力を育成する - 提言で情報教育の推進でございますけれども、この21年の取組に関しましては、先ほど補正予算でお話し申し上げましたように、パソコン環境の充実でございます。

このページの一番下をご覧ください。(2)豊かな言語感覚や言語能力を育成する - 提言の国語力の向上でございますけれども、今年度の取組事項で上から4つ目、5つ目でございます。4つ目では学校と図書館、特に中央図書館と霞台小学校との連携推進事業が今年度から始まります。また第二次「子ども読書活動推進計画」が策定いたしましたので、その推進をするところでございます。

次に、3ページをご覧ください。一番上にあります特別支援教育の推進でございますけれども、21年度取組事項といたしまして、都立の青峰学園が開校いたしました。そこで、特に第三小学校、第三中学校を中心に、青峰学園との連携モデル校事業を進めてまいります。

同じ3ページ、柱4 教育の質を高めるために (1)学校の経営力の向上を図る - 提言1 .学校経営の充実というところで、一番右側の21年度を取組事項2行目に、学校経営説明会、成果報告会というのがございます。これは、すでに何校かにおいて4月の段階で今年度このような

学校経営をしますということ、それから年度末においてその結果どうであったかという報告会をしている学校がございましたが、平成21年度から全小・中学校において必ず、年度当初に校長のマニフェストを保護者・地域に説明し、それを検証して、最後にまた報告会を行うという、これが全校で行われるということでございます。

その下の提言2.学校評価の充実というところでございますけれども、これは本年度から学校関係者評価、地域や保護者の方、特に学校運営連絡協議会の方から全校において学校評価をいただき、そしてそれをまたホームページ等で公表することになってございます。

裏面をおあけください。(4)安全・安心な学校づくりの推進を図る-提言1.学校・家庭・地域の連携による安全への取り組みの推進というところでございますけれども、21年度の取組の一番上の行、5行ばかり書いてあるところの最後なんです、昨年度8月に新聞報道がございまして、市内中学生が障害者等に対する暴行、恐喝等で逮捕されるという事件がございました。その件を受けまして、今年度は必ず学期に1度、生活指導主任会全員で、青梅警察の指導のもとパトロール活動するという、これが新しい取り組みでございます。

最後に提言4.校舎等の耐震化の推進ですが、ただいま施設課長からご説明がありましたけれども、21年度取組事項のところ2行目、小学校校舎の改築基本設計とありますが、大変申しわけございませんが、改築実施設計ということで、第二小学校の改築が始まっていくということでございます。

大変雑駁ですけれども、新規または拡充の点についてのみお話しさせていただきました。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

このようにまとめてみますと、推進プランの各校ごとの施策が着々と進んでいるという感じがします。ちょうど私はこの推進プランの策定にかかわった者なんです、進んでいるなという感じがいたします。外部人材の活用という観点から、学校地域支援本部というのが各市町村にできて、そこでコーディネーターがいて、学校支援ボランティアのコーディネートをするというような取組が、市町村の教育委員会のホームページを見ると、国が進めているんだろうと思うんですが、青梅市はどうなっているかわかりですか。

【社会教育課長】 学校地域支援本部につきましては、今、一中で実施をしていただいております。去年から始めまして、ここでいろいろなことで学校を支援するということで始めさせていただいているような状況にあります。ただ、いろいろ国の制約があるものですから、そのところで、今現在は一中でやらせていただいているということです。

【委員長】 中学校単位でつくるといっていいのでしょうか。

【社会教育課長】 そのとおりでございます。

【委員】 先ほど室長から、生活指導主任会と警察とでパトロールするという話がありましたけれども、今現在、各学校に出向いて生活指導上の問題等の状況を伺うのが、指導主事の方々のほかに何か特別に取り組んでおられることがあるんでしょうか。

【指導室長】 実際に何かあった場合に指導主事がいく場合がありますけれども、実は今年度から学校サポートチームというのをすべての学校で立ち上げました。また親会といいますが、全市的な関係諸機関に入っていて組織をつくりまして、各中学校において学校サポートチームというものを発足させております。進捗状況は学校によって差はあるんですけれども、そういった形で生活指導上の問題、課題、また学校が悩んでいるところ、努力しているところについてアドバイスをいただくような機会というのを設けております。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

6 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について

【委員長】 次に、報告事項6、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 報告事項6、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する答申についてご報告申し上げます。

平成21年第5回教育委員会でご協議いただきまして、7月21日に開催されました青梅市スポーツ振興審議会におきましてご協議いただきました。資料のとおり答申をいただきましたので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

7 美術品の寄贈について

【委員長】 次に、報告事項7、美術品の寄贈について、説明をお願いいたします。

【美術館管理課長】 お手元の報告資料7をご覧ください。

3件ご報告がございます。まず1件目につきましては、平成21年5月12日に多摩市在住の新制作協会の作家、 さんからご自身の作品、3ページに絵がございますけれども、「二つの顔のある風景」など3点ご寄贈をいただいたという報告でございます。評価額は合計で490万円とみられます。

2件目につきましては、平成21年5月20日に三鷹市在住の独立展の作家、 さんから、これもいずれもご自身の作品でございまして、4ページ、5ページがございますけれども、「ベッド」など8点のご寄贈がございました。評価額につきましては合計で920万円ということでございます。

2ページ、3件目でございますが、平成21年6月1日に市内在住の さんから、青梅市ゆかりの作家、田中以知庵の「杜若」1点のご寄贈がございました。これにつきましては、評価額が100万円でございます。6ページでございます。

以上3件、ご報告いたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 より一層充実するというのありがたいことだと思うんですけども、これをまた見ていただくというのが結構大変だなという感じを持ちました。

それからもう一点、表現主義系絵画の収集で知られる青梅市立美術館というのは、私にはちょっと理解できないんですが、ご説明を。

【美術館管理課長】 1点目の展示に関しましては、とりあえずお披露目という形で、11月の企画展にあわせて、数が多いので全部は出せないかもしれないんですが、何点かご報告という形で展示したいと思っています。

表現主義につきましては、作家が自分の内面を表現するというふうに軽くとらえていただければと思います。大雑把にいいますと、心象を表現した絵画ということで。表現主義がより強く出ている、弱く出ているというふうなことになるかと思います。

【委員】 わかったような、わからないようなことですが、この収集で知られるというふうに書いてあるということは、積極的にそういったものを集められているのかどうか。

【美術館管理課長】 これは結果としてということになると思います。収集方針というのはございますけれども、美術館の全作品を見てみますと、結果として表現主義が強い作品がよりたくさん集まっているというのが現実でございます。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

8 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会議事録(社会教育課)

イ 青梅市図書館運営協議会議事録(中央図書館管理課)

ウ 青梅市スポーツ振興審議会会議録(体育課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 企画展「多摩川の漁撈展」の開催について(郷土博物館)

(3) 事業等の実施結果について

ア 旧宮崎家住宅の修理の完了について(郷土博物館)

【委員長】 続きまして報告事項8、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか、特にございませんか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

日程第4 協議事項

2 青梅市民会館条例施行規則等の一部改正について

【委員長】 次に、協議事項に移ります。協議事項 2 を議題といたします。

青梅市民会館条例施行規則等の一部改正について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議事項 2、青梅市民会館条例施行規則等の一部を改正する規則要綱につきましてご説明申し上げます。

協議資料 2 をご覧いただきたいと存じます。

まず、改正の理由でございますが、平成 21 年 4 月 1 日に、青梅市における公の施設の使用料の減免に関する指針が制定されました。この指針につきましては、青梅市の公の施設の使用料の減免を市で統一した方向で考えようということで策定された指針でございます。この指針が制定されたことに伴いまして、社会教育関係施設における使用料の減免規定の見直しを行い、あわせて使用料の有効利用等の観点から、使用申請手続に関する規定の整備を行おうとするものであります。

なお、本改正は青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例にあわせまして、平成 22 年 10 月 1 日以降の施設の使用について適用しようとするものであります。

次に、改正を行う規則であります。記載のとおり、青梅市民会館、青梅市図書館、青梅市釜の淵市民館、青梅市ふれあいセンター、青梅市総合体育館、青梅市体育施設、青梅市美術館の 7 条例施行規則について改正をするものであります。

次に、改正の内容でございますが、(1) から (3) までは市民会館、釜の淵市民館、ふれあいセンター、総合体育館、体育施設における予約システムを利用した場合の改正であります。これにつきましては、有効利用の観点ということで、使用申請等についての手続を改めようとするものでございます。

(1) につきましては、施設予約システムを利用して使用申請をすることができる期限を改めようとするものであります。現行は、使用日の前日まで使用申請を受け付けていたものを、使用日の 7 日前までに変更しようとするものでございます。この点の改正につきましては、無断キャンセルを防止しようとするものであります。

(2) は施設予約システムによる申請のうち、抽選により使用の承認を受けたものが行う使用の確認の手続の期間を改めようとするものであります。予約システムによる承認の方法には、抽選による場合と抽選後、随時承認書を受け取る方法がございます。抽選による場合は現行、抽選をして当選した後、14 日以内に確認の手続を行わない場合は、自動的に随時申請ということで、抽選の有利なところがなくなってまいります。この期間を、14 日だったものを 7 日以内にしようとするものであります。なお、総合体育館および体育施設については、現行が 7 日以内となっておりますので、今回の改正では改正を行いません。

次ページの (3) でありますが、使用承認書の受領期間を次のように改めようとするものであります。現行は、使用日の 7 日前までに承認書を受領することとなっておりましたが、これを予約システムにより承認の確認ができた日から 7 日以内に承認書を受領することとし、早期に利用者の意思確認を行い、使用のない場合に次の方が使用できるように改正を行おうとするものであります。

ます。

(4)は使用料の減免に関する規定を改めようとするものであります。恐れ入りますが、別表をご覧くださいと存じます。

まず、現行の規則から削除するものとして、社会教育法第10条に規定する市内の団体がその目的のために使用するときということで、社会教育関係団体が使用するとき、今まで免除でございましたが、それを免除しないというふうに改めようとするものであります。

それから、委員会が認める公共的団体その他の団体がその目的のために使用するときということで、これにつきましては新たに規定を整備するというので、削除させていただきたいというふうに思っております。

次に、生活保護法の規定による被保護世帯の子弟が使用するときということで、体育施設についてこの規定がございますが、これにつきましては削除をしていきたいというふうに思っております。

次に、新たに追加するものでございますが、基本的に障害者基本法第2条に規定する障害者のうち、障害者手帳の交付を受けた者等により構成する団体で、委員会が認めるものが使用するときということで、障害者基本法に財政的援助をなさよという項目がございますので、その法律にもとづきまして、財政的援助ということで免除にしていくというような形の規定になってございます。

市内の中学生以下を主な構成員とする市内の団体で、委員会が認めるものが、青少年の健全育成を目的として使用するときということで、これにつきましては青少年の健全育成を目的として使用するものについては、減額をしていこうというふうに考えてございます。

次に、現行と変化がないものおよび修正するものということで、市内の官公署および学校教育法第1条に規定する学校(青梅市立小中学校を除く)が直接その用に使用するとき、100分の50の減額をするというような形になってございます。

これは美術館に限られますが、学校教育法第1条に規定する学校で、市内に所在するものに在籍する者およびこれらの引率者が教育課程にもとづく教育活動として観覧するとき、これは観覧料でございますが、この部分については減額をしていくというふうに考えてございます。

市内の団体が、委員会の後援する事業について使用するとき、その他委員会が特に必要と認めるときとなっておりますが、この減免率および各項目の適用施設については、記載のとおりとなっておりますので、ご覧くださいと存じます。

お戻りいただきまして、(5)につきましては、体育施設の使用料の有料化に伴い、使用者の範囲を改めようとするものであります。現行は、市内在住・在勤・在学、市内に活動の本拠のある団体、その他委員会が認めるものとなっておりますが、市外の方にも使用していただくこととなりましたので、当該規定を削除しようとするものであります。

(6)として、その他所要の規定の整備を行うということでございますが、これにつきましては、現行の別表等の規定を若干記載の方法を改めようとするものであります。

なお、施行期日等でございますが、施行期日は公布の日とさせていただき、改正後の各規則の規定は平成22年10月1日、先ほど申し上げましたとおり、条例にあわせまして、各施設の使用について適用し、同日前の各施設の使用については、今までどおりの例によって行うということにしております。

なお、先ほど報告の中で、体育課が市長部局にいく組織の改正を考えております。この改正は22年10月1日ですが、その段階でもし組織が変わった場合には、教育委員会規則から市長部局の方に体育施設条例、総合体育館の条例につきまちは動くということもありますので、そのときにはまたご協議をさせていただきたいというふうに思っております。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

先ほどの新しい条例で、市長部局にいくのは総合体育館の部分だけですか。

【社会教育課長】 総合体育館と体育施設条例になります。体育課が所管しておりますものでございます。

【委員長】 ということで、大変短命な規則ですね。

【委員】 予約システムを利用して使用申請することができるのは、7日前までということになります。その後の窓口はどちらですか。

【社会教育課長】 基本的に、機械を使うことがないということで、直接それぞれの施設に行っていて申請をしていただくということになります。というのは、今度はお金が発生しますので、そここのところのやりとりの中で、直接施設においていただくという考え方をしております。

【委員長】 今までの例ですけれども、一応予約だけはして、権利だけを確保しておいて実際には使用しないと、このような例というのは結構見られるんですか。

【体育課長】 体育施設において顕著に見られまして、当日まで予約の状態が継続してしまうという事例が大変多くございます。一昨年の事例でございますが、約20%弱のそういう無断キャンセルというんですか、使用しない事例がございまして。また、当日になっても来ないというのが現実には発生しておりまして、広く市民の方の利用に供するために、この辺の使用の予約システムの変更を見直したというようなことが、今回の改正の主な要点でございます。

【委員長】 他の人たちの利用する権利を、ある意味では奪ってしまうということですから、これはやはり是正の意味はあると思うんです。今度費用が発生しますから、費用はどの段階で支払うことになりますか。

【社会教育課長】 基本的に前納制になりますので、承認書を受けていただいた段階でお金をいただくということです。1週間前まで還付できますので、そここのところでは還付申請をしていただくという形になります。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長（買手屋）】 異議なしと認めます。よって、青梅市民会館条例施行規則等の一部改正について、は承認されました。

3 青梅市民会館等における使用料減免に関する基準について

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。青梅市民会館等における使用料減免に関する基準について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議事項3の青梅市民会館における使用料減免に関する基準につきましてご説明申し上げます。

協議資料3をご覧いただきたいと存じます。協議資料3には、表に一覧表と、それぞれの施設別の基準が添付してございます。施設ごとに同様の基準となっておりますので、一覧表でご説明をさせていただきたいと存じます。

まず一覧表の2行目、目的でございますが、先ほど規則の中でも申し上げましたが、青梅市における公の施設の使用料減免に関する指針、この中で、その他教育委員会が認めたときという規定がございます。この場合に、この減免を行うものに対しては、各施設ごとに基準を作成し対応することというふうに定められました。それをもとに、すべての施設において原則有料としており、例外的な措置として基準を作成することというふうにしてございます。

まず、市民会館、釜の淵市民館、ふれあいセンターで免除する団体、一番左の欄にございますが、記載のとおり13項目、(1)社会福祉協議会から始まりまして、認められたボランティア団体まで13の団体に対して免除をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、減額を行う団体ということで、これは総合体育館等に今ございますが、青梅市内の団体が市長または教育委員会が後援する事業のために使用するときは、100分の50相当額が減額となっているということから、この部分を基準として求めるというような形になってございます。

次に、総合体育館および体育施設についてでございますが、規則に規定してあるもののほか、記載のとおり市内の支会、自治会が行う体育、スポーツおよびレクリエーションを目的とした大会に使用するときにについては、免除をすることといたしました。これにつきましては、市民センター等、他の施設との整合を図ったものでございます。

一番右の美術館については、施設の使用料という基準ではなくて、個人で入館する場合の観覧料について、記載のとおり減免規定を設けようとするものであります。この観覧料につきましては、(1)から(5)について観覧料を免除するというふうな規定でございます。

なお、今後ほかに減免に該当する事象が生じた場合には、その他というところで規定をしまして、対応を図ろうとしてございます。

施行期日につきましては、平成22年10月1日、使用料の改定とあわせて適用しようとするものであります。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

なお、使用料改定関係の市民に対する説明会を、今月末から各施設において実施したいと考え

ております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

例えば、8月の下旬に中学校校長会が青梅市民会館を使って講演会を行いますね。あれは教育委員会の行うものと考えていいわけですか。ここの減免はどうなんですか。

【社会教育課長】 市民会館のホールについては、減免規定がございません。予算措置をさせていただいて、使用料をいただきます。市民会館ホールについては、年間800万ぐらいの使用料をいただいております。市の行事すべてに対して減免規定がございませんので、使用料をいただいております。

【委員長】 わかりました。

【委員】 青梅市美術館についてですけれども、中学生が土曜日は免除というのは存じておりますけれども、日曜日が入らないのはどうしてかなというのが一つ。

あとは、夏休み中に行きましたら、他地区の小学生が見学したりしているんですけれども、もしかして青梅市の子どもたちもそういう扱いをしているのかわかりませんが、行ってらっしゃいというような指導を学校でなさっていると思うんです。そうした場合の減免というか、無料というか、そういう扱いはどうなっていますか。

【美術館管理課長】 小学生、中学生の減免規定につきましては、現状では土曜日につきまして青梅市内の小・中学生は無料で入れるという扱いになっています。

それと、今特例で、夏休み期間中は市内小・中学生にパスポートを発行しております。それを持ってくれば無料という扱いになっております。

以前、どこの小・中学生でも学生は無料にしていけないかという議論が、実は運営委員会でございまして、むやみやたらに無料にするのもなんだなということを受けまして、夏休み、市内の小・中学生は全部一応無料にしてみようという処置をとったのが、今回であります。

それから、他市のことですが、今、美術館には羽村の中学生がたくさん来ています。その理由は、中学の美術の先生方が、美術館に行ってレポートを作成するような宿題を出されているという情報を受けておりまして、その結果であると思います。同じようなことで、市内の中学生でも、ある学校ではそういうことが宿題に出されていまして、やっぱりそういう学校からはたくさん美術館に来るようなこととなります。

【委員長】 土曜日に限定しているということですね。これは学校週5日制とのかかわりからのことだろうと思います。できるだけ、学校が土曜日、休業になったときに、その趣旨からいって、社会的なそういう施設に入ってもらおうと、こういうことで始まったんだろうと思います。そういう意味の土曜日だったと思います。

【美術館管理課長】 過去の数字のことは、今資料が何もございませんけれども、恐らくそういうときには土曜日の入館者は多かったと思うんですが、現状では土曜日が無料だということで、それを自分にとって利益になると思って来る児童・生徒は、PR不足なのかもしれませんけれど

も、さほど多いようには感じていないのが事実です。

【委員長】 それはどの施設も、日本じゅうの施設がそういう状況で、学校週5日制が始まったところ、悪い言い方をすればカネや太鼓で、動物園、博物館、映画館も含めまして、割り引きになったということを記憶しています。課題ですね。せっかくの学校週5日制が、最初のときはそういういい傾向だったけれども、それがもとに戻ってしまったと。何だったんだろうかという話にもなると思うんですが、これは美術館の責任でも何ではありませんが。

よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市民会館等における使用料減免に関する基準について、は承認されました。

4 青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について

【委員長】 次に、協議事項4を議題といたします。青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について、説明をお願いいたします。

【体育課長】 協議資料4、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定につきましてご説明申し上げます。

まず、学校施設の開放事業でございますが、青梅市教育史にも記述がございますが、昭和31年から実施されまして、現在の規則が制定されたのが、昭和50年度から現行の規則を適用しているところでございます。本年3月の第1回青梅市議会におきまして、学校施設開放事業に関する条例が可決されまして、現在施行されたところでございますが、条例施行に伴い、現行の青梅市立学校の開放に関する規則は廃止することになります。そのため、新たに本規則を制定しようとするものでございます。

制定の内容でございます。2の(1)で第2条関係でございますが、アとして、学校施設を学校教育に支障のない範囲で市民の利用に供することに関して、青梅市教育委員会が管理する。イとしまして、学校開放により施設を使用させる学校の校長は、学校開放に伴う管理上の責任は負わないものとする。というのが前提として記載をしております。

全般的な制定の内容につきましては、従前ございました規則と同様でございます。変更になりましたのは、使用料の有料化に伴います使用料の納入方法ならびに使用料の減免規定を定めたものでございます。

ちょっと加えさせていただきますが、ページをめくっていただきまして、使用料の納入方法につきまして、(7)回数券の交付(第8条関係)で規定をいたしました。使用料として収納するにあたりまして、学校現場での現金の収納管理は大変難しい問題がございます。また、学校での現金の取り扱いができないとの意見が、学校開放運営委員会ならびに各学校に毎年アンケートを実施しておりますが、そのアンケート調査からもございました。このため、使用料の収納方法につ

きまして検討した結果、規則のとおり、回数券を事前に交付し、この回数券を使用承認書の交付時に添付していただく方法といたしました。回数券の交付につきましては、総合体育館ほか社会教育課、市民センターで対応したいと考えております。

回数券の内容でございますが、使用料が屋内運動場は1時間300円、音楽室は1時間100円としてございます。そのため、300円、100円券の10枚綴りを一つのセットとして、回数券の交付をしたいと考えております。

続きまして、使用料の減免規定でございます。(8)の第9条関係でございますが、使用料の減免につきましては、青梅市体育施設や総合体育館と同様の規定により整備してございます。先ほど社会教育課長の方からご説明があったとおりでございます。

施行期日は公布の日から施行し、使用料に関する規定は、平成22年10月1日以後の開放施設の使用について適用することとしてございます。

なお、現行の青梅市立学校の開放に関する規則は廃止いたします。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 こちらに書かれている規則の要綱の中には入ってこない部分なんですけれども、やはり学校開放の施設を使わせてもらう者にとっては、鍵を借りにいくこと、返しにいくことの手間が大変あります。実際にはセンターの体育館などを使いたいんですけども、そちらの方が使えないということで、学校の体育館を使っている団体も多いと思うんです。その中で、学校の管理の人がいる間に、前日あるいは当日借りにいって、また次の日には返しにいかねばいけないという、そのシステムの改善についても少し考えていただきたいと思います。

【体育課長】 今委員がご指摘になりました鍵の貸し出しについては、大変利用者にご不便をかけているところでございます。過去の検討協議の中で、学校長の判断という部分を最優先させていただいたというような経緯もあろうかと思えます。現実的に、利用団体は前日までというの一番厳しくて、当日もでございます。昼休みを除く4時までに学校へ行って鍵を借りるというふうな実態がございます。これにつきましては、今後検討課題として整理をし、来年度以降につきましてその対応を図っていくように努力してまいりたいと思います。確かに委員おっしゃるとおりでございます。

ただ問題はございまして、鍵がいろいろな団体に手渡されてしまうというふうなことがございます。体育館は校舎とは切り離してセキュリティをかけてございますが、実際に入館する鍵がパスワードとともに利用団体にそのままいいものかどうかというふうな、学校側の判断、学校側の考えもございまして、その辺のところにつきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

よろしくどうぞお願いします。

【委員長】 この部分も、市長部局の方に来年度から移ることになりますか。

【社会教育部長】 ただいまのご質問ですが、社会教育課にその事務を残しまして、実際は体育

課の方で補助執行していくと考えております。

【委員長】 学校とのかかわりがものすごく強いですから、完全に市長部局にいっちゃいますと、今度、そっちと学校とのかかわりになりますと、校長もやりにくいんじゃないかなと思います。この部分は教育委員会に残ると、こう考えてよろしいですね。

【社会教育部長】 そのとおりでございます。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について、は承認されました。

5 夏休み小学生体験講座補助金要綱の制定について

【委員長】 次に、協議事項5を議題といたします。夏休み小学生体験講座補助金要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議事項の5、子ども体験塾事業夏休み小学生体験講座補助金交付要綱の制定について、ご説明を申し上げます。

この要綱は、東京都市長会の多摩島しょ子ども体験塾運営本部からの助成金を活用し、明星大学が行っております夏休み小学生体験講座に対して補助金を交付することについて必要な事項を定めようとするものでございます。

当初、この事業を委託事業として計画をしてございました。明星大学といろいろ協議をした中で、明星大学は過去何回かこの事業を実施しておりまして、委託事業ということであると、市が主導権を握るような形にとられかねないということで、できれば明星大学が実施している事業に補助金として交付していただけないかというお話がありました。実際には、明星大学と青梅市が協働でやるというような形のことを考えてございます。それによりまして、補助金という形で執行をさせていただきたいということで、本要綱を制定したいというふうに考えてございます。

補助対象につきましては、今申し上げましたように明星大学。それから補助対象事業となるのは、明星大学が行っております夏休み小学生体験講座とする。大変申しわけないんですが、この事業につきましては、去る8月1日にすでに実施をしてございます。基本的には10講座、150人近くの青梅市の小学生が集まって実施をされました。

補助対象の経費となるのは、それにかかった経費ということで、補助金の額は30万円まで予算を執行できるということで、30万円を上限としてございます。

6項以降につきましては、補助金の交付申請から定型的な補助金の事務でございますので、説明を割愛させていただきます。

実施期日につきましては、平成21年8月1日から実施し、平成24年8月1日にその効力を失うものとするということで、青梅市補助金に対して3年間のサンセット方式をとっております

ので、現状の要綱では3年間効力を持たせるというふうな要綱になってございます。

以上、説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

逆にいえば、明星大学にはこの3年間やっていただけると、こういうことでよろしいでしょうか。

【社会教育課長】 この事業は明星大学がずっと続ける予定だそうです。子どもさんが非常に喜んでおられて、150人からの募集ですが、遠慮していただいているところがあるようですので、続けてやっていただけるといふふうに考えております。

【委員】 この体験の内容とかいうのは、ホームページで見ればいいんですけど、どういったものがあるんですか。

【社会教育課長】 10講座を読ませていただきますと、基本的に大学生がやっている授業をそのまま小学生にやるということで、「絵巻の妖怪の正体を知ろう・妖怪絵巻にせりふをつけよう」、「ようこ先生と講談でお話を読もう!」、「Another Taste of NewZealand!」ということでニュージーランドから来ているコール先生が、教えるのではなくて一緒に本を読んだりするものをしていました。「夏野菜でオリジナルエコバックをデザインしよう!」、「水に浮かぶ船を作ろう」ということで、つくった船を明星大学の池に浮かばせる。それから、明星大学はアートの関係がありますので、溶けたガラスをポンポンと画紙に置いて絵をつくるというような体験「とけたガラスでお絵かき!」、「Let's 日本語～遊ぼう! 楽しく! 元気に!～」という日本語の講座もやっております。それから「味噌づくりに挑戦」、「オリジナル”はしおき”を作ろう」。それから生涯学習のフェスティバルでやっていたカンナくずを使っているいろいろなものをつくってもらうということで「かんなくずであそぼう」。今年から私もが入ったことによって、ちょっと気を使っていたのか、「子育て座談会」というのもございます。

以上、子どもが参加するのは10項目なんですが、親御さんが参加できる1つを入れて、11講座を実施していただきました。

【委員長】 講師は明星大学の教員ですか。

【社会教育課長】 教員と、あと学生さんが一緒にやっていただけるということです。実は去年行きました、非常にいい講座なので、ぜひ参加させてくれないかということで、こちらから明星大学にお願いした経緯がございます。

【委員長】 最近は各大学が、自分の持っている有形無形の資産を地域に開放しようということをやっていますね。体育大学などは、講習会を教員と学生が主になって一般から募集して。大変人気があるみたいです。

よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、夏休み小学生体験講座補助金要綱の制定について、

は承認されました。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程につきましてご説明申し上げます。

まず、8月6日(木)教育委員会定例会を午後1時30分から開催いたします。教科書採択ということで、当日は教育センターの3階研修室が会場となりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、8月26日(水)教育委員会定例会を午後1時30分から当会場で開催いたします。

次に、8月27日(木)東京都市町村教育委員会連合会 平成21年度第3回研修推進委員会第2回常任理事会が、午後1時から東京自治会館で開かれます。教育委員さんにご出席をいただくということになりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員